



Japan Airlines Co.,Ltd.

NRE Tennozu Bldg. 19F

4-11, Higashi-shinagawa 2 chome

Shinagawa-ku, Tokyo 140-8637

Tel: 03-5460-5747 / Fax: 03-5460-5859

JALCARGO-INFO-14-029R

2014年12月25日

お客様各位

日本航空株式会社

### (再送)貨物室内における温度データロガーなどの電子機器のご利用について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は JALCARGO に格段のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

安全な航空輸送の観点から、梱包および ULD 内に貼付した温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器については、旅客カウンターなどにお預けになる手荷物と同様に、あらかじめ電源をお切りいただいたうえでご搬入いただくことをお願いしております。その一方で、医薬品などの厳格な品質管理が必要とされる輸送品目を中心に、航空輸送中の温度計測を目的とした上述の電子機器について、電源を入れた状態での利用可否に関するお問合せを頂戴することが増えております。

つきましては、貨物室内においては、原則としてすべての電子機器の電源をお切りいただく必要があることをあらためてお願いいたしますとともに、弊社における電子機器の対応について、下記のとおり、お知らせいたしますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

12月19日付けでお知らせした弊社連絡先電話番号に誤りがございましたので、下記、修正させていただきました。ご確認をお願いいたします。

敬具

記

#### 1. 対象

貨物室内に搭載するすべての電子機器

(携帯電話など通信用の電波を発する・発しないに関わらず、すべての電子機器が対象となります)

#### 2. 対象便

国内線・国際線に関わらず、すべての便が対象となります。

#### 3. お客様への依頼事項

1) 梱包または ULD 内に貼付した温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器については、原則としてあらかじめ電源をお切りいただいたうえでご搬入ください。

2) 航空輸送中における計測を目的とした温度データロガーや衝撃記録計などの電子機器を電源を入れた状態でご利用いただくためには、「RTCA DO160 Section21 Category M」の規格に適合していることが必要条件となります。

別紙リストに記載のない電子機器をご利用される場合は、輸送開始の 3 日前を目安として、弊社営業担当者または予約案内(03-5460-5747)までお申し出のうえ、以下書面をご提出ください。弊社にてご利用の可否について確認いたします。

- ① 製品仕様書
- ② 「RTCA DO160 Section21 Category M」に適合していることを示す書類

#### 4. その他

上記手続きを経て、ご利用が可能であることを確認いたしました電子機器につきましては、以後の確認および証明書等の提出は不要といたします。なお、最新の状況につきましては、弊社営業担当者または予約案内までご確認ください。

〈別紙〉 確認済み電子機器リスト(2014年12月19日現在)

以上